

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊生企第482号

令和7年6月6日

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の決定及び同対策を踏まえた広報・啓発について（通達）

この度、警察庁から別添1「「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の決定について（通知）」（令和7年4月22日付け警察庁丙企画発第245号ほか）及び別添2「「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を踏まえた広報・啓発について（通達）」（令和7年4月22日付け警察庁丁生企発第262号ほか）が発出された。

各所属においては、これらに示された対策に基づき、県民を詐欺から守る各種施策を一層強力に推進されたい。

なお、本通達の発出に伴い、「「国民を詐欺から守るための総合対策」の決定について（通達）」（令和6年7月30日付け熊生企第601号）は廃止する。

※ 警察庁通知「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の決定について（通知）及び警察庁通達「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を踏まえた広報・啓発について（通達）については警察庁ホームページをご覧ください。